平成２８年（フ）第２１４号
三重県桑名市大字桑名304番地　加藤借家、前住所三重県三重郡川越町大字当新田770番地　リバーサイドコーポＯＡＳＩＳ102号
債務者　大久保澄夫
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　明美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
長崎県五島市大荒町293番地
債務者　近藤　俊徳
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第３６８号
大分県別府市船小路町１番40号　アリュール船小路401号
債務者　木元　伊美
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西馬　良和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３５号
宮城県登米市迫町佐沼字大東103番地２
債務者　後藤めぐみ
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第１９９号
山形市中桜田２丁目12番１号　桜荘　１号
債務者　池野　浩二
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後２時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４７１７号
大阪府摂津市庄屋１丁目９番８号　フェニックス正雀　102号室、住民票上の住所大阪府高槻市前島２丁目18番６号
債務者　トライ・トライ工房こと　伊東　智浩
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７５８号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目５番20号　ＷＩＳＥ　ＣＯＵＲＴ松崎町503号
債務者　草野　勇人
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８５５号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目１番１―606号
債務者　後藤　貴司
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１０７号
大阪府東大阪市池島町１丁目６番51号　エステートピアイワサキ　203
債務者　浅野　学
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１０８号
大阪府東大阪市池島町１丁目６番51号　エステートピアイワサキ　203
債務者　浅野　孝子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２３４号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目４番地（D25―305）
債務者　花吉　由紀
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３３４号
大阪府池田市城南２丁目２番１―402号
債務者　田島久美子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３６４号
大阪市此花区西九条２丁目５番15号　朝日マンション　202
債務者　権藤　正義
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３７３号
大阪府吹田市日の出町９番13号（205）
債務者　加瀬　史祥
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４２１号
大阪府高槻市牧田町14番97―203号
債務者　南　輝明
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４２２号
大阪府高槻市牧田町14番97―203号
債務者　南　君子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４７３号
大阪府箕面市箕面２丁目14番33号
債務者　道上　雅人
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部